

児童虐待における 養護教諭の役割

令和6年9月26日

福岡児童相談所 越尻 強

✿ 児童相談所は、子どもの福祉を守る行政機関です。

✿ 18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設等への入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関である。（福岡県児童相談所HPより）

✿ ※児童相談所は、児相の基本機能等（①市町村援助機能、②相談機能、③一時保護機能、④措置機能、⑤民法上の権限行使等）を十分に発揮、活用し、相談援助活動の理念の実現に向け任務を果たさなければならない。

児童とは

✳ 満 18 歳に満たない者（児童福祉法第 4 条）

- 乳児 満 1 歳に満たない者
- 幼児 満 1 歳から、小学校就学の初期に達するまでの者
- 少年 小学校就学の初期から満 18 歳に達するまでの者

※ なお、児童が児童福祉施設（里親も含む）に入所中の場合、
18 歳に達しても引き続き 20 歳に達するまで措置を
行うことが出来る

（児童福祉法第 31 条：措置延長）

「福岡県内の児童相談所」

○ 福岡県 6か所

福岡、宗像、久留米、田川、京築、大牟田

（一時保護所：福岡、宗像、久留米、田川、大牟田）

○ 福岡市子ども総合相談センター

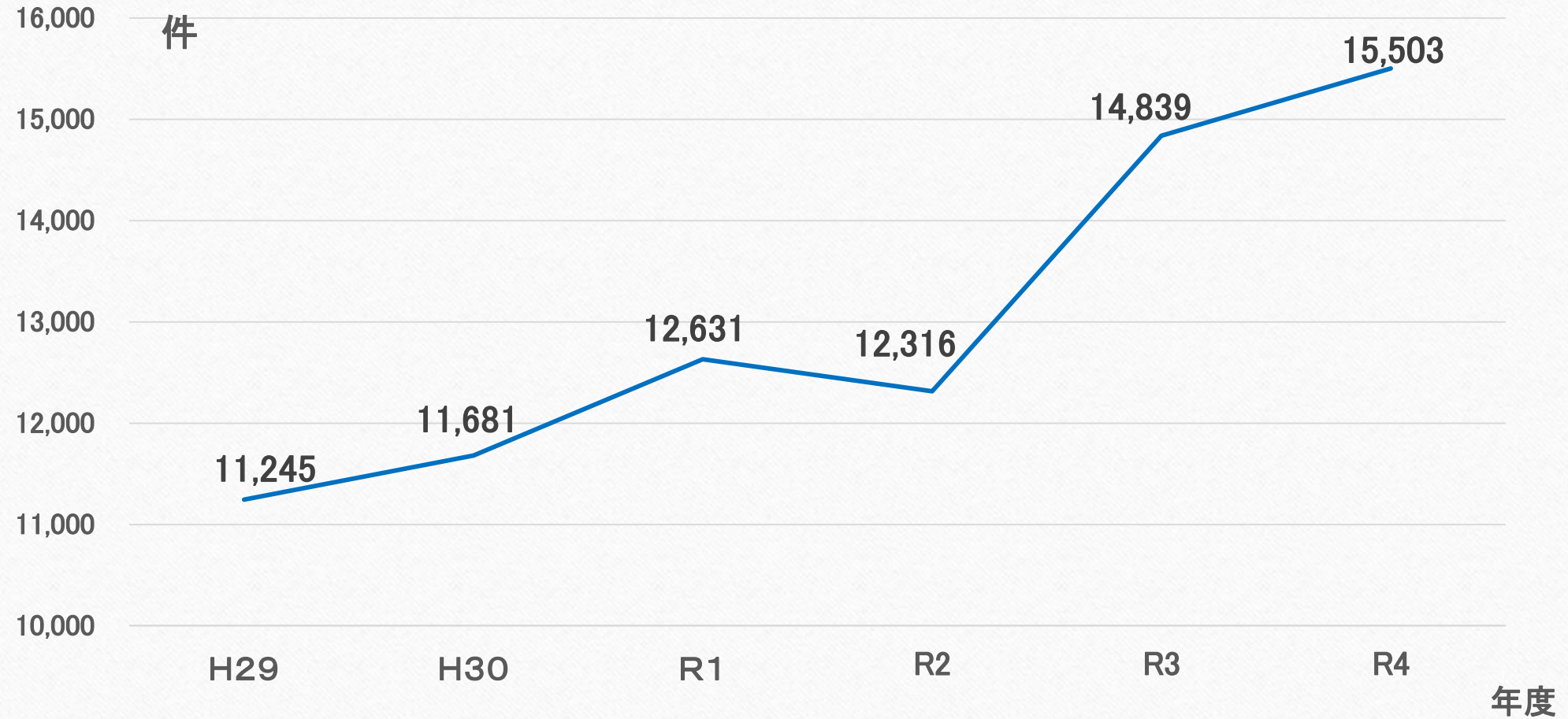
○ 北九州市子ども総合センター

※令和6年4月1日現在：全国234か所設置（一時保護所設置：154か所）

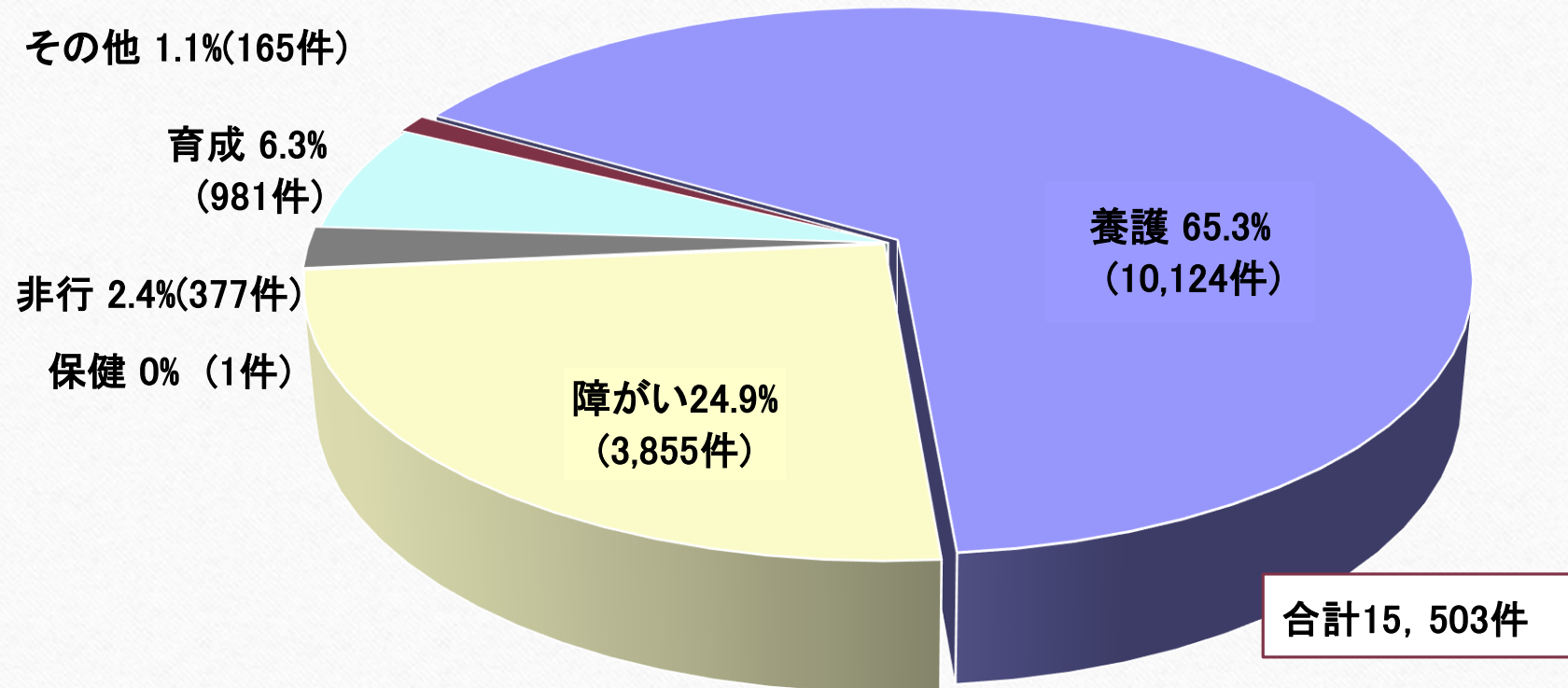
福岡	筑紫野市, 春日市, 大野城市, 太宰府市, 糸島市, 那珂川市, 糟屋郡(新宮町除く)
久留米	久留米市, 朝倉市, 八女市, 筑後市, 大川市, 小郡市, うきは市, 朝倉郡, 三井郡, 三潞郡, 八女郡
田川	直方市, 飯塚市, 田川市, 嘉麻市, 鞍手郡小竹町, 嘉穂郡, 田川郡
大牟田	大牟田市, 柳川市, みやま市
宗像	中間市, 宗像市, 古賀市, 福津市, 宮若市, 糟屋郡新宮町, 遠賀郡, 鞍手郡鞍手町
京築	行橋市, 豊前市, 京都郡, 築上郡
福岡市	福岡市
北九州市	北九州市

福岡県の児童相談所 相談受付件数の推移

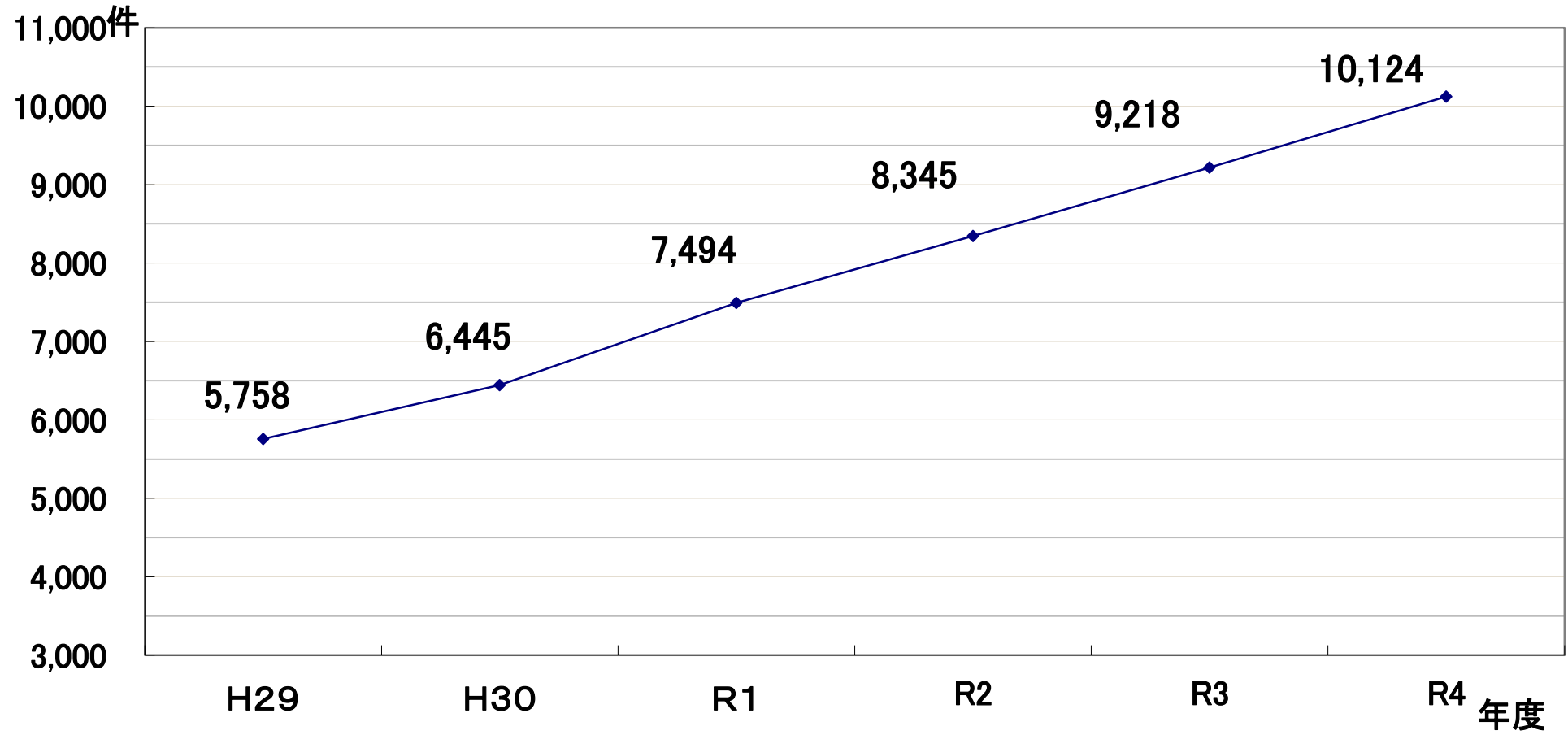
(令和5年度業務概要より：以下統計データと同様)



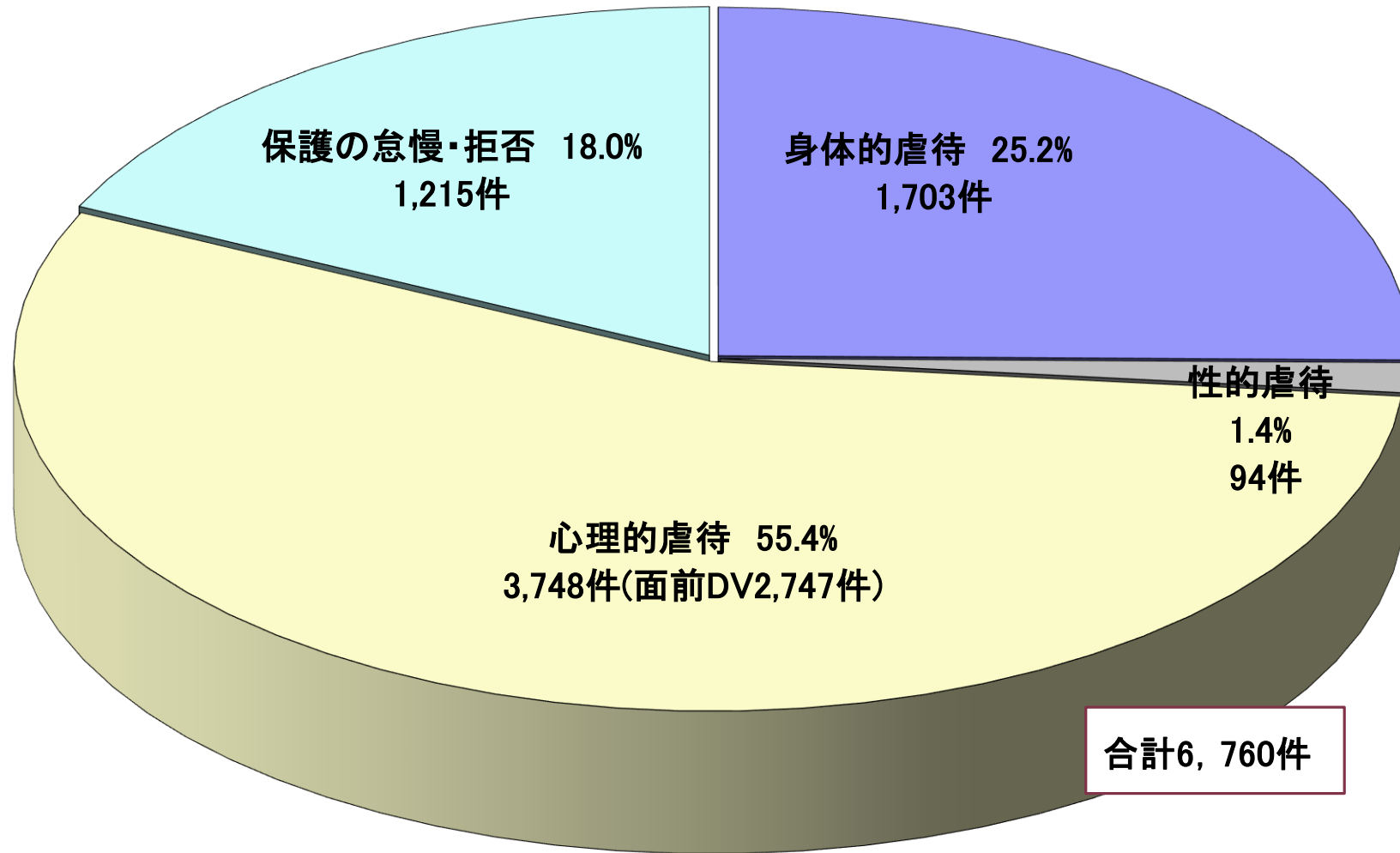
福岡県の児童相談所 相談種別（令和4年度実績）



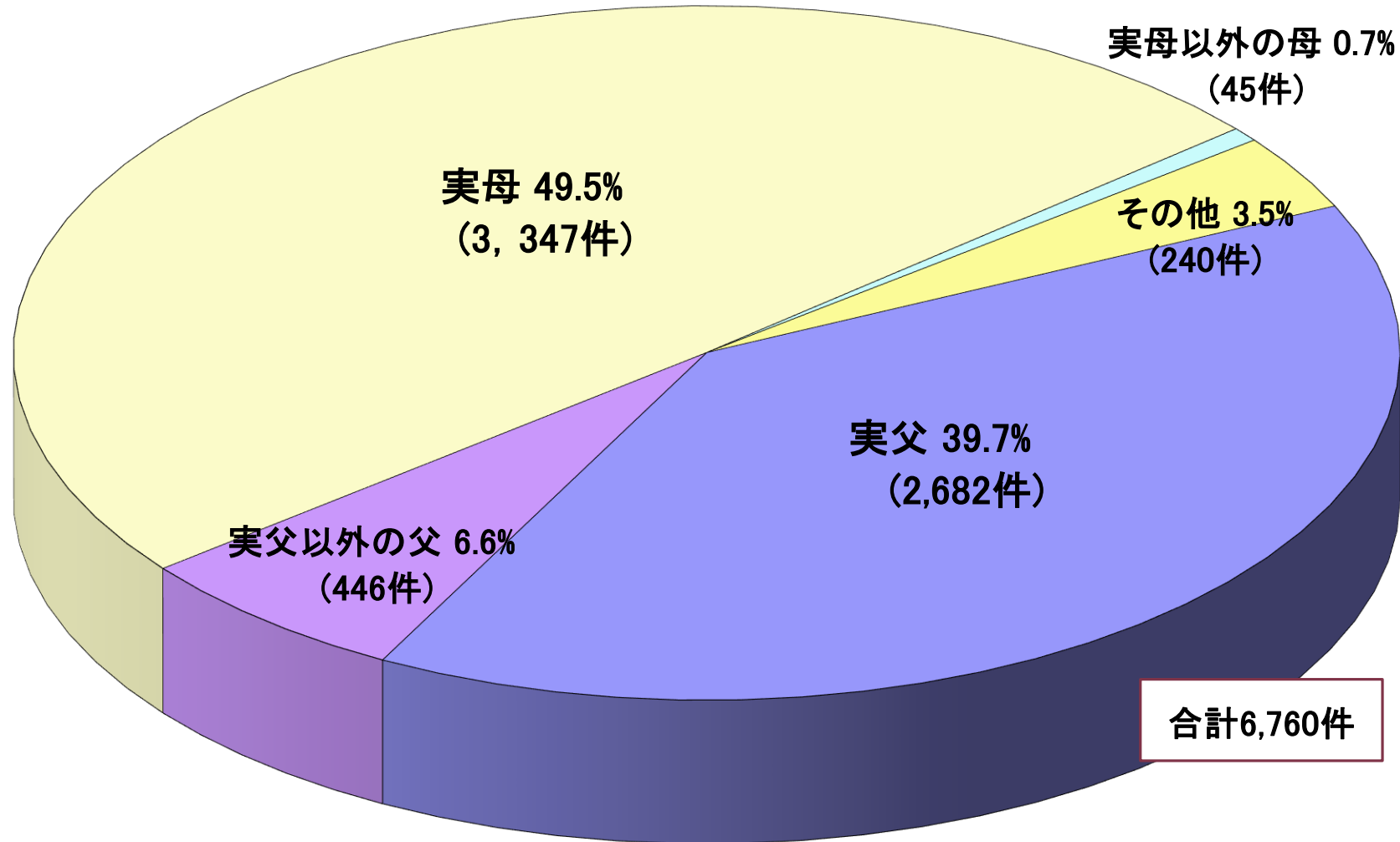
福岡県の児童相談所 養護相談受付件数の推移



福岡県の児童相談所
虐待相談対応件数・種類別割合（令和4年度実績）



福岡県の児童相談所 虐待相談対応件数・虐待者別割合
(令和4年度実績)



相談を受ける内容について①

養護相談

虐待を受けた子ども

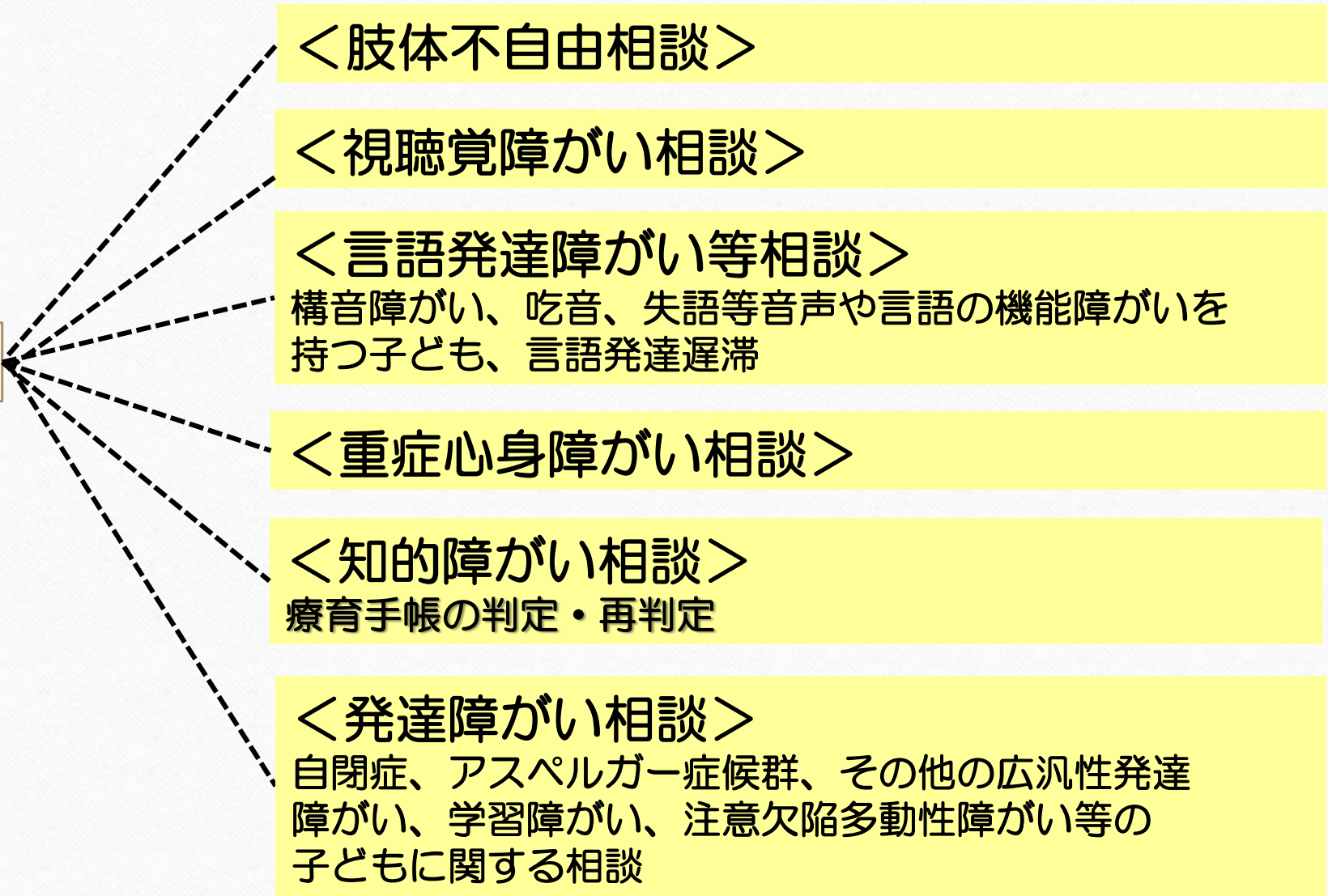
保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院
稼働及び服役等による養育困難児、迷子
親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ
児童等環境的問題を有する子ども
養子縁組に関する相談

保健相談

未熟児、虚弱児、内部機能障害
小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）
等を有する子どもに関する相談

相談を受ける内容について②

障がい相談



＜肢体不自由相談＞

＜視聴覚障がい相談＞

＜言語発達障がい等相談＞

構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいを持つ子ども、言語発達遅滞

＜重症心身障がい相談＞

＜知的障がい相談＞

療育手帳の判定・再判定

＜発達障がい相談＞

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談

相談を受ける内容について③

非行相談

<ぐ犯行為等相談>

虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談

<触法行為等相談>

触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談

相談を受ける内容について④

育成相談

<性格行動相談>

子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない
落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力
生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を
有する子どもに関する相談

<不登校相談>

<適性相談>

進学適性、学業不振等に関する相談

<育児・しつけ相談>

その他の相談

いずれにも該当しない相談

児童虐待について

- 児童虐待とは…

保護者による、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、我が国の将来の世代の育成に懸念を及ぼす、

「児童への著しい人権侵害行為」

(児童虐待防止法第1条要旨)

※親は一生懸命に躰をしているつもりでも、
子どもにとって害がある行為であれば虐待です！！

※改正児童虐待防止法が令和元年6月19日成立

親権者等による体罰の禁止（令和2年4月1日施行）

児童虐待の定義について

児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為。 (児童虐待防止法第2条)

<身体的虐待>

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる、 やけどを負わせる、
首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

<性的虐待>

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

<ネグレクト>

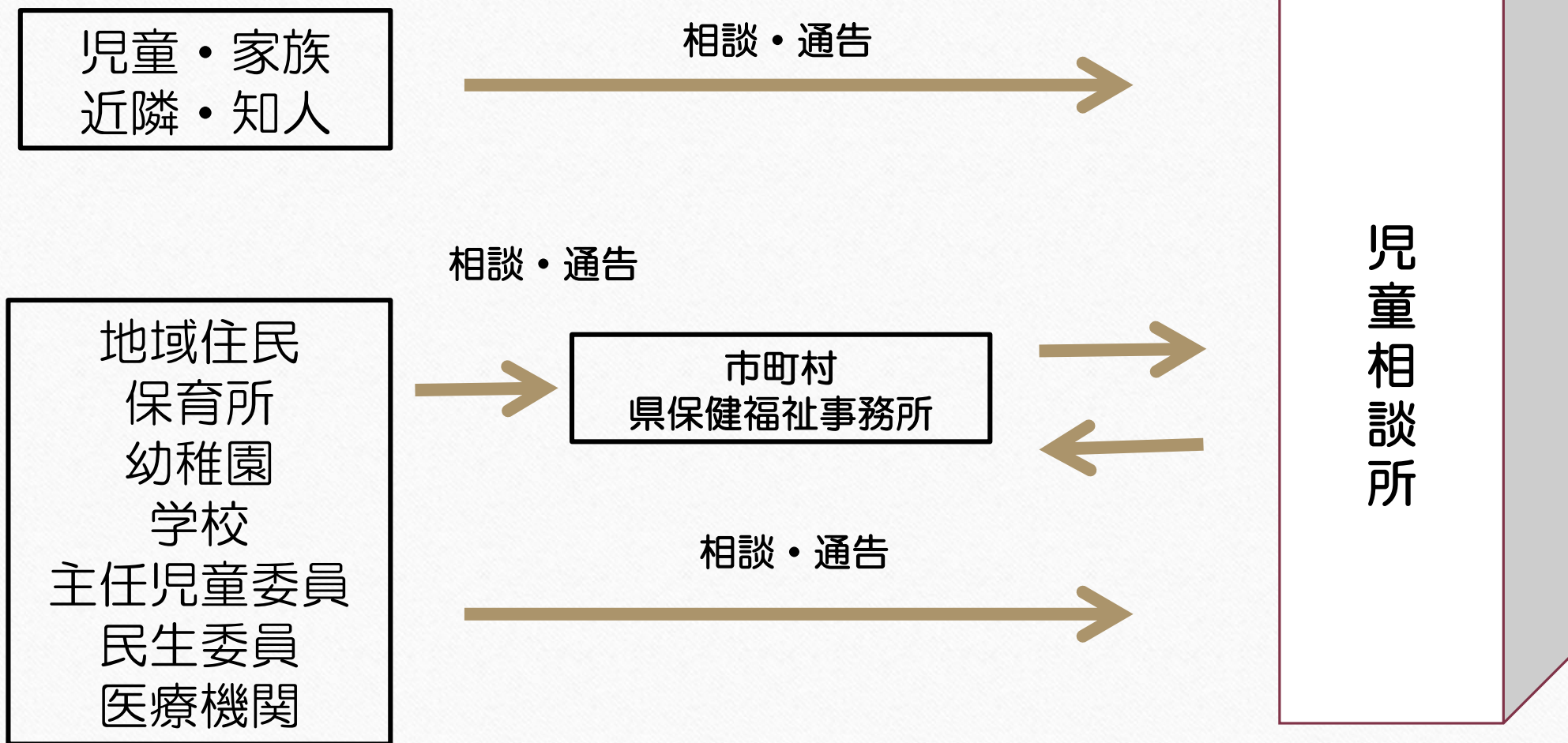
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、
重い病気になっても病院に連れて行かない など

<心理的虐待>

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い
子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (面前DV)



相談の流れ①



相談の流れ②

例えば…

- 地域の方から

「近所の家の子が、夜になるといつも泣いているんです！！」と電話で通告。

- 小・中学校の先生から

「子どもに痣があるんです。親に叩かれたと言っています！」と通告。

- 幼稚園・保育園の先生から

「食事を食べていないみたい…」と通告。

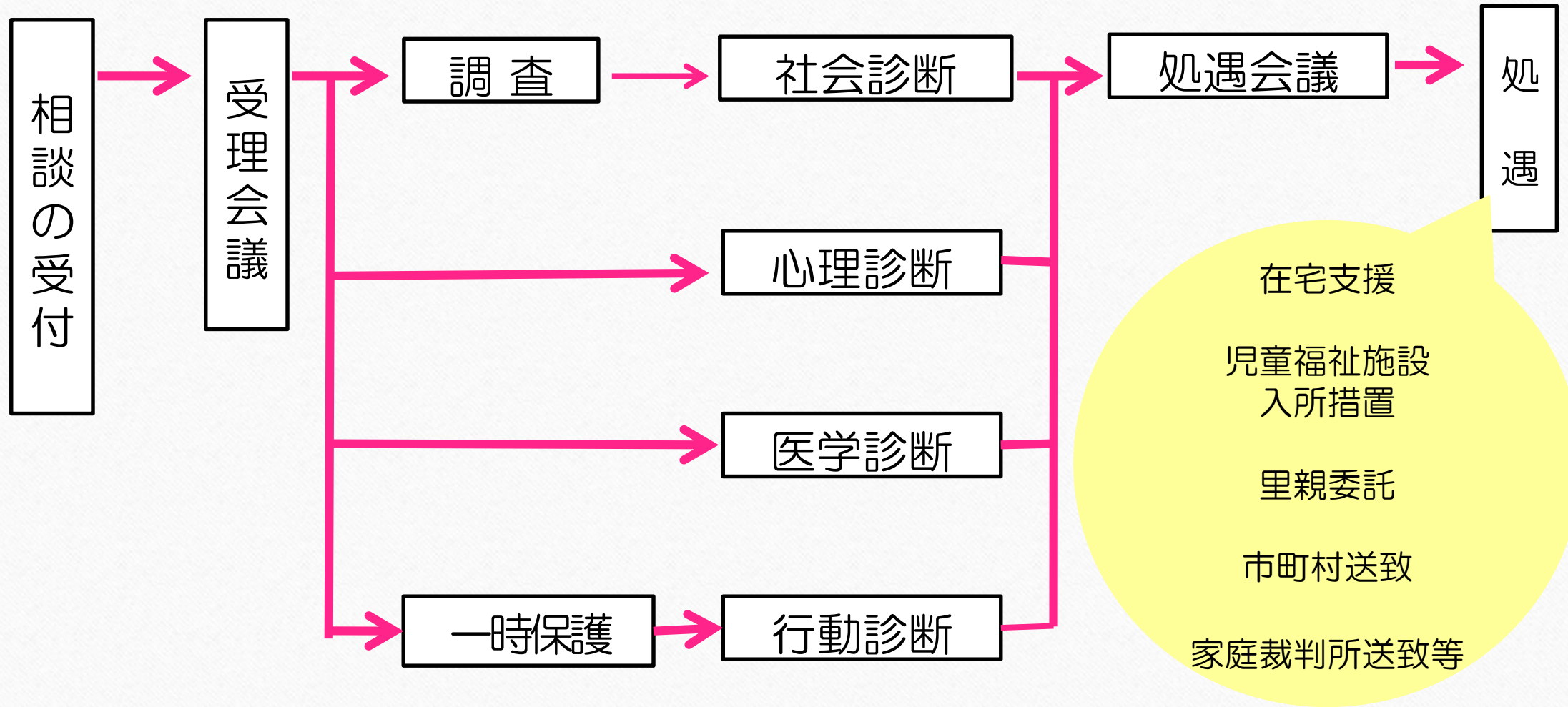
- 保護者から

「子どもが言うことを聞かないで、深夜徘徊するんです」と相談。

- 病院から

「火傷で通院をした子が、虐待を受けているようです」と通告。

相談の流れ③



児童相談所の職員について

<相談部門>

児童福祉司

1. 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
2. 必要な調査、社会診断を行うこと
3. 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
4. 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

初動対応係；虐待の緊急対応（職権保護や立入調査を行い、児童の安全を確保、保護者対応）

相談支援係；虐待以外の相談全般。虐待ケースが在宅となった場合の地域と連携して見守り

里親施設係；里親委託や児童福祉施設入所中の児童のフォロー。家庭引き取りに向けての支援

児童相談所の職員について

＜判定部門＞ 児童心理司 ※相談部門にも配置

1. 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと
2. 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと
3. 児童の問題行動に対して、通所による心理プログラムを行う

※児童福祉司2名に対して、児童心理司1名の配置基準

児童相談所の職員について

警察官 →平成27年度より配置(現在6児相で4名) 主として児童虐待への対応
福岡2名(久留米、大牟田兼務) 田川2名(宗像、京築兼務)

弁護士 →平成29年度より、弁護士を配置。 平成28年弁護士配置が法定化(児童福祉法12条3項)
県内6児相2名配置(警察官と管轄児相は一緒) 法的知識を要する業務を行う
児童福祉法28条や親権喪失又は停止の審判の申立て等の手続き。法的知識を前提に
当該措置等に反対している保護者への説明。対応困難な保護者の面接に同席等。

保健師 →平成29年度より保健師(現在6児相で5名)を配置。
児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識および技術を必要とする指導を行う。
赤ちゃん訪問による体重測定や栄養指導。性的逸脱行動のある子に対して性教育を行う。

児童精神科医 →今年度より、嘱託医として児童精神科医が配置。(週1回、4時間)
児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識により、子どもの処遇に関する助言を
受ける。子どもの問題行動等への対応方法などの相談を行うことが出来る。

児童相談所の職員について

<一時保護所>

※児童相談所に付属し、保護を必要とするお子さんを一時的にお預かりする場所（おおむね2歳以上18歳未満）

他の委託先；乳児院、養育里親、施設、病院等

※福岡県所管の児童相談所には、

福岡児相・久留米児相・田川児相・大牟田児相・宗像児相の5箇所に一時保護所があります。

○一時保護所に求められるもの

- ・適切な環境で一時保護が出来る受け皿の確保。
- ・個別対応が出来る環境整備、職員体制の強化。
- ・子どもの権利擁護、意見表明（アドボカシー）



児童相談所の職員について

<一時保護所>

✿ 児童指導員

一時保護している子どもの生活指導（24時間、2交代制）

✿ 保 育 士

行動観察、緊急時の対応等一時保護業務全般に関する業務を行う。

✿ 看護師

入所児童の健康観察、服薬管理、治療、通院、給食献立作成

✿ 学習指導員

入所児童に合わせた学習指導（教員免許所持の指導員が担当）

✿ 調理員

毎食の食事やおやつを提供。アレルギー等に対応

✿ 保護所心理司

保護児童に対してプログラム（セカンドステップ）を行う。

職員に対してペアレントトレーニングを行う。

虐待が発生する要素

<その1：保護者自身によるもの>

例えば…

- 保護者が生活全般にわたりルーズであったり、性格的に対人関係などに問題を抱えていたり、誤った育児信念を持っている
- 保護者が子ども時代に十分な愛情を受けていない
- 望まない妊娠
- 育児に関する自覚や育児知識が不十分



虐待が発生する要素

<その2：子ども自身によるもの>

例えば…

- 子どもの育てにくさ 発達障がい等

<その3：家庭・家族関係>

例えば…

- 夫婦の不和や経済的困窮など家族関係が不安定
- 育児不安や育児疲れによるストレス
- 父親が育児に協力的でなく母親の育児負担が増加



虐待が発生する要素

<その4：社会環境>

例えば…

- 核家族化の進行で子育て等の知識や経験が継承されにくい。
- 少子化で子育てを身近に観察する機会が大幅に減少
- 近隣とのつながりが弱く、保護者が子育てについて誰にも相談できずに孤立



☆ 発見と対応 ☆

～虐待を発見したら速やかに通告を～

- 虐待が疑われる子どもを発見した者は、速やかに、市町村、福祉事務所、もしくは児童相談所に通告しなければならない
- 通告は国民の義務として、法律に明記
- 子どものこと：氏名・年齢・就学状況
- 家族のこと：氏名・家族構成
- 虐待が疑われること：見た・聞いたこと
- けが・痣：部位や程度（傷の部分の写真を撮影）
- 全てが分からなくても通告できる・匿名可



正面



左側面



背面



右側面



上半身(顔貌と胸)



傷・痣の近接撮影



傷・痣の近接撮影(別角度)



スケールを当てて撮影



◇市町村・児童相談所への通告◇

- 虐待が疑われる時は、速やかに通告
- 子どもの言ったことを要約せず、聞いたこと、見たこともそのままで通告を
- 通告へのためらい：守秘義務には違反せず、個人情報保護上も問題なし
- 1人で抱え込まず、チームで対応。情報共有
- 実際に虐待がなかったとしても、責任は問われない

通告があったら ～児童相談所の対応～

○緊急受理会議

- ・子どもの状況
- ・一時保護の実施の要否
- ・保護者対応等検討

○安全確認・調査

- ・市町村に照会、関係機関調査
- ・子どもに聞き取り、きょうだい児確認
- ・状況を保護者に聞き取り



※関係機関で情報共有 安全チェックリスト、アセスメントツールを活用

子どもの安全確認と一時保護

○子どもの安全確認（４８時間以内）

○調査のため職権で一時保護（児童福祉法３３条）

○子どもの安全を図り、干渉や影響を受けないで家庭環境等調査するための保護

- ・写真（痣・傷、全体・部分）～普段から慣れている人が安心～
- ・受診・鑑定（必要時）～受傷の状況がハッキリしない～
- ・警察と協同（必要時）～事件化も視野に入れる場合、協同面接～

○親子分離だけが目的ではない

☀ 通告があれば・・・保護者と話す ☀

- 保護者の話を丁寧に聞くことで、事情が分かることも多い
- 子どもの育てにくさや困り感を語り、
叩いたことを認めるのは、安心材料の1つ
- 子どもの話と親の話が全く食い違う時は、
さらに調査や面接を続ける
- 叩いたことは認めるが、親が叩くのをやめないと話すのは、
さらに指導を続ける



児童虐待通告～そのあと

「通告で関わる～多くは在宅で指導」

- ・現状把握、保護者・児童と面接、安全計画

場合によっては「児童福祉司指導」（行政処分）

- ・地域や学校との情報共有（ケース会議）



- ・家庭引取り



※関係機関での見守り



児童の状況

保護者の状況

リスクを把握

性的虐待疑通告～注意点

「性的虐待疑いの相談があったらすぐ通告」

- ※ それ以上、詳しい話は聞かず、**子どもの話した言葉そのままを** 児相に通告
- ※ 子どもが「誰にも言わないで」と話したとしても、『**あなたの安心や安全が守られない時は通告する義務がある**』と伝える
- ※ 話しやすいことから開示する可能性あり（自発的な話はしっかり聞く）
- ※ 子どもに初期調査・・・児相が面接。性的なフレーズが出たら基本的に職権保護
- ※ 事実確認・・・事件化も視野に入れると、**協同面接（警察・検察、児相）**
子どもの負担を減らすため。事実確認の面接を1度で終えるため。

～ 通告は魔法の杖ではない ～

「通告しても魔法のように解決しない」

関係する機関が主体的に責任を分担して、連携することが大切

「情報共有が大切」 ・ 緊急性 ・ 支援内容 ・ 対応についての判断

「通告はきっかけ ～在宅支援～」

- 保護者に心配内容を確認すると、虐待については誤報の場合も
- 現状把握後、保護者と子どもの問題や困り感を共有し、親族や関係機関などの支援を整える
- リスクに応じて家族や要保護児童対策地域協議会、ケース会議で情報共有
- 子どもは成長していく
- より良い支援のために、支援者も繋がる

支援でつながる

- 目線は子ども中心、家族や関係機関も繋がる
- 通告は援助のきっかけを作るもの
- 子どもや家族の話を聞き、前向きに肯定的に良い行動は誉めてのばし、関係構築
- 1人で抱え込まないで、チームで対応
- 心配や不安な気持ちを話せる場を保証
- 不適切行動には適切な行動を具体的に教える
- 子どもの育ちの根っこを支え、家族を応援
- 子どもの最善の利益のために支援して連携
- すべての子どもを社会全体で育成



～ 児童虐待における養護教諭の役割について ～

- ・ 日常的に子どもにかかわる学校は虐待を発見しやすい立場。
- ・ 養護教諭は職務上（身体測定や各健診、応急処置や相談活動等）、身体的虐待やネグレクト等を観察しやすく発見もしやすい。また、体調不良で保健室にたびたびくる児童や不登校児童、その他さまざまな相談にくる児童の利用も多く、虐待を受けるリスクのある児童と関わる機会が多い。
- ・ 上記のような機会の中で、虐待のサインや気になることがある場合（虐待の早期発見、早期対応）に相談してほしい（市町村でも可）。
- ・ 仮に一時保護後や児相介入後でも、子どもの相談先や見守り先として、担任の先生や養護教諭にお願いすることも多く、こどもの身近な存在である養護教諭との連携は虐待対応では必須。
- ・ 関係機関で情報共有し、子どもの最善の利益ための支援して欲しい。

～ お願い ～

- ・虐待かなと思った場合には、速やかな通告をお願いしたい。

※児相に直接言いにくい等であれば、市町村（要対協）でも可。

- ・身体的な虐待の場合（傷・痣）写真送信してほしい。

※ワード・エクセルに張り付けずに写真のデータそのままです！

- ・傷痣等があり、本人に聞き取る場合は、誘導的な聞き方はせず、どのように聞いて、どのように児童がいったかをそのまま通告してほしい。

※仮にたたかれた等の訴えがあった場合に、そのように至った経緯も聞き取りできればしてほしい。

- ・性的虐待の開示があった場合は、速やかな通告を！

※別紙「児童・生徒から被害を打ち明けられたら」を学校内でも周知してほしい。

ご清聴ありがとうございました。
